

第69回日野市都市計画審議会議事録

| | | |
|---|---|--|
| 日 | 時 | 令和7年5月23日(金)午後2時00分～午後3時00分 |
| 場 | 所 | 日野市役所5階 505会議室 |
| 議 | 題 | (諮問事項) ○諮問第153号「日野市都市計画公園第5・4・2号(北川原公園)の変更について」 |
| 出 | 席 | 者 |
| | | (条例第3条第1号の委員) 江口 和雄・梅田 俊幸・藤川 健一・奥住 喜樹・石川 裕規 |
| | | (条例第3条第2号の委員) 奥住 匡人・伊藤 あゆみ・峯岸 弘行・中野 あきと・ 島谷 広則 |
| | | (条例第3条第3号の委員) 柳下 一利・佐々木 愛郎・大野 貴史 |
| | | (条例第3条4号の委員) 熊田 千尋 |
| | | (条例第9条の幹事) 浅川 浩二・熊澤 修 |
| 欠 | 席 | 委 員 |
| | | 西浦 定継・町田 修二・田中 美智子 |
| 事 | 務 | 局 |
| | | 谷 遼平・小野 駿佑・目黒 忠彦・川村 俊介 |
| 説 | 明 | 員 |
| | | 吾郷 勝・土屋 洋平 |

| | |
|--------------|---|
| <p>事 務 局</p> | <p>定刻になりましたので、ただいまから、第69回日野市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>それでは、江口会長、よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>本日は、委員の皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより、第69回日野市都市計画審議会を始めます。</p> <p>本日、ご欠席の連絡をいただいております委員は、</p> <p>西浦定継委員、町田修二委員、田中 美智子委員の3名です。</p> <p>なお、日野警察署長 柳下 一利 委員につきましては、本日は代理で中田 康太郎 交通課長が出席しております。</p> <p>日野市都市計画審議会条例第8条第1項の規定に基づき、半数以上の委員のご出席を頂いておりますので、本日の会議は成立するものです。</p> <p>本日の審議会につきましては、諮問事項としまして、</p> <p>○諮問第153号「日野市都市計画公園第5・4・2号(北川原公園)の変更について」</p> <p>以上、1件をお諮りします。</p> <p>それでは、開催にあたりまして、古賀市長よりご挨拶をお願いします。</p> |
| <p>市 長</p> | <p>本日は、お忙しい中、第69回都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>4月27日に日野市長に就任いたしました、古賀 壮志でございます。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>会 長</p> | <p>す。改めてよろしくお願いします。</p> <p>さて、本市が抱える課題につきましては、都市計画にかかわる部分が大変多いというふうに感じております。私も、地域をまわるなかで、さまざま都市計画にかかわるご要望を市民の皆様からお受けしているところでございます。</p> <p>そういう意味では、都市計画審議会の委員の皆様のご豊富な知見・経験をお借りして、日野市のまちづくり・都市計画に大いに貢献をしていただきたいと考えているところでございます。</p> <p>それでは、本日の会議内容でございます。</p> <p>本日は、昨年11月の第67回の審議会で報告いたしました、「日野都市計画公園第5・4・2号(北川原公園)の変更について」の、諮問が1件でございます。</p> <p>北川原公園につきましては、ごみ搬入路に対する都市計画法違反の判決を受けているところでございます。違法性解消に向けた検討会を設置し、令和7年2月に検討会より提言書を頂戴したところです。そのようななかではございますが、現在の都市計画公園の中の道路をごみ搬入路として、使用し続ける必要があるため、本日は皆様方に都市計画変更をお願いさせていただくものでございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、令和7年度に入りまして、人事異動などに伴う委員変更がご</p> |
|------------|---|

| | |
|-----|---|
| | <p>ございましたので、新しい委員を事務局から紹介をお願いします。</p> <p>最新の委員名簿がお手元の資料にございますので、そちらもあわせてご参照願います。</p> |
| 事務局 | <p>事務局でございます。</p> <p>それでは、新しい委員のご紹介を申し上げます。</p> <p>お名前を申し上げますので、対象の委員の方におかれましては、その場でご起立願います。</p> <p>●条例第3条第3号の委員(関係行政機関の職員)</p> <p>東京消防庁日野消防署長</p> <p>佐々木 愛郎 委員</p> <p>東京都南多摩西部建設事務所長</p> <p>大野 貴史 委員</p> <p>でございます。</p> <p>なお、委嘱状につきましては、机上配布にて失礼します。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長は、公務の都合上ここで退席されます。</p> <p>どうぞご了承のほど、お願いいたします。</p> <p>【 市長退席 】</p> |
| 会長 | <p>それでは、事務局より本日の資料の確認がございますので、よろし</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>＜お願いいたします。＞</p> <p>【 配布資料の確認 】</p> <p>まず、事前に郵送している資料を確認いたします。</p> <p>★資料1 第69回 日野市都市計画審議会次第</p> <p>★資料2 第13期 日野市都市計画審議会委員名簿</p> <p>★資料3 令和7年度日野市都市計画審議会の開催予定について</p> <p>★諮問事項 説明資料(パワーポイント打出し)</p> <p>≪諮問第153号 日野都市計画公園第5・4・2号(北川原公園)≫の 変更について(市決定)</p> <p>また、机上に諮問書の写しを1通配布しております。</p> <p>併せまして、新任委員の皆様のみ、委嘱状を配布しております。</p> <p>資料の不足等ある方は、事務局までお申し出下さい。</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、議題に入る前に、会議規則第13条第3項により、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。</p> <p>5番の石川委員と7番の島谷委員にお願いします。</p> <p>なお、本日は傍聴希望者が5名おります。</p> <p>日野市都市計画審議会の会議の公開に関する要領により、傍聴を許可したいと思いますのですが、意義はございませんでしょうか。</p> <p>【 意義なしの声 】</p> <p>意義なしとの声がありましたので、これを許可します。</p> <p>【 傍聴者入場 】</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>それでは、これより審議に入らせていただきます。</p> <p>本日の議題は、</p> <p>○諮問第153号「日野市都市計画公園第5・4・2号(北川原公園)の変更について」</p> <p>以上、1件でございます。</p> <p>この会が円滑に進みますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、事務局より諮問の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>事務局でございます。諮問第153号を朗読いたします。</p> <p>【 諮問書朗読 】</p> <p>資料の説明につきましては、ごみ搬入路の違法性の解消に向けた取組について担当している、緑と清流課から行わせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>分かりました。</p> <p>それでは、事務局からの提案を踏まえ、緑と清流課に説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> |
| 会長 | <p>【 異議なしの声 】</p> <p>それでは、説明員より説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 説明員 | <p>緑と清流課です。それでは説明いたします。</p> <p>【 趣旨の説明 】</p> |
| 会長 | <p>ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>万願寺グラウンド跡地の第6公園についてです。第67回審議会報告資料と同様に、北川原公園の都市計画変更に伴い、公園面積が減少するため 0.6ha の補填が必要とされています。この補填が法的に必要なのか、または他の根拠に基づいて確保が必要と認識されているのかを確認したいです。</p> |
| 説明員 | <p>法的な根拠はありませんが、市と都の方針により、緑地空間を確保するため、減少した部分を補填する取り組みということで、ご理解いただければと思います。</p> |
| 委員 | <p>現時点で、緑地空間の確保について合意形成がされていないなか、都市計画変更を先行して進めることをどのように認識されておりますか。</p> |
| 説明員 | <p>検討会での議論を踏まえ、行政の責任として第一に違法性の解消をしなければならないと考えています。冒頭、市長の挨拶にございました提言書については、十分に検討したうえで今後の方針を示す予定です。いずれにせよ、検討会からの意見や提言に基づき、整備には時間を要しますが、その間も違法性を解消した形でごみ搬入路を活用する方向で進めたいと考えています。</p> |
| 委員 | <p>もう一度質問します。今回の都市計画変更により、法的根拠がなく、</p> |

行政上の様々な計画により減少分を別に確保することについて、住民合意が必要なのに得られていないなかで、手続きを進めることにどのように認識されておりますか。市長の冒頭の挨拶にあった都市計画法違反の判決を受けて、今回の都市計画変更になるかと思いますが、最高裁判決の内容を改めて共有いたします。

ひとつは、地域に下水の終末処理場を作るにあたって、環境を良くしていく努力をし、地域住民の皆様にご感謝の意を込めて9.6ヘクタールの公園を整備するという考えに照らし、ごみ搬入路を設置することはどうなのかということが問われました。

もうひとつは、そうした重大な問題、歴史的な経緯に照らして、住民合意が必要な問題にもかかわらず、住民合意が得られないまま見切り発車し、強引に進めたことに批判がありました。

その反省の上に、ここ数年間、前市長は市民と向き合って違法性解消に向けた取り組みが進められてきたと思います。

また、違法性解消の早期解決、行政の信頼回復、住民間の対立を二度と生まない、といった原告団との3つの合意があり、これが違法性解消に向けた出発点だと思います。10回にわたる検討会を経て出された提言書でもこの姿勢が盛り込まれていると思います。そのため、この都市計画変更にあたって、背景にある違法性解消の取り組みの到達点を十分に踏まえたものでなければならないと思います。

3月議会で前市長が、提言書を重く受け止めて、住民の理解や合意を得ながら社会実験を行い、新たな協議会を立ち上げて解決に足を踏み出すという姿勢を示されたが、これこそが基本的な姿勢に係るのです。

この都市計画変更に限った問題ではなく、全体の公園整備と違法性解消というなかで、今回の案が出されてきていると思いますので、その基本姿勢についての説明・共有がなければ、この都市計画変更だ

| | |
|------------|--|
| <p>説明員</p> | <p>けで判断することは、私は審議会としてなじまないと思いますが、いかがでしょう。</p> <p>委員がおっしゃるように、最高裁の判決が出ております。このことを含めまして市としての責任を果たすために、違法性の解消に向けた手続きをさせていただきたいです。検討会において地域の住民の方々と十分に話をしてきたと考えています。今後についても、提言書をもとに地域の方々と意見交換を十分にした上で最終的な結論を出していくことを考えています。</p> |
| <p>幹事</p> | <p>委員からお話があったとおり、早期解決、行政の信頼回復、住民対立を生まない、これらを原則で進めさせていただきます。違法性の解消に向けた検討会の中でも話がありましたが、まずは早期解決にむけて、違法性の解消を第一に考えています。違法性解消によって、行政の信頼回復に努めてまいりたいです。新たな住民対立を生ませないということも非常に大事であります。古賀市長も提言書について重く受け止めております。</p> <p>今回は、都市計画変更することによって違法性解消の進めさせていただきたいと考えています。</p> <p>今の段階で、方向性が定まっていない状況ですが、地元の方々が現状の維持を非常に強く望んでいるということもあり、まずは違法性の解消のため都市計画法の手続きを踏んだうえで、今後は地元の皆様と丁寧に対話しながら、方向性を見出していきたいと考えています。</p> |
| <p>委員</p> | <p>違法性解消の都市計画変更だけならもっと早くできていたのではないのでしょうか。幹事のおっしゃるプロセスではなくて、住民の理解・合意が得られないまま進んできたこと、豊かな公園を整備することと</p> |

合わせて検討が進められてきて、提言書がまとめられ全体的なビジョンや方向性が明らかになるなかで、東京都との関係もあり、都市計画の変更をどうしても行わざるを得ない状況になったという事情に対する一定の理解や、市民の納得が得られているため、変更に対する反対意見が出なかったのだと思います。市がこのような方向で真摯に住民と向き合いながら取り組みを進めており、方向性も見えてきた中で、提言書もそのような形で示されてきたからこそ、この変更について「必要である」という理解が得られつつあるのだと思います。その前提が確認できなければ、私もこの変更に同意することはできません。

先ほど、古賀新市長も重く受け止めておられると言われました。前市長は、周辺住民の理解が大事だ、理解を進めるうえでも、まずルート変更が必要なところについて、社会実験をやりながら住民の理解を求めていく。つまり、住民の理解を求めるうえでも社会実験をやってみるという方向性が提案されて、前市長もこれを進めなければならないという立場に立っておられます。

もう一つは、豊かな公園をつくる、環境整備を進めるということが提言書に盛り込まれた。そして、前市長も環境改善が必要だと議会で答弁されています。検討会は終わったが、協議会を作って、具体的なビジョンについて引き続き協議していく必要があると思います。協議の場が、住民の理解や合意を得ていくうえでも、広く市民の理解を得ていくうえでも必要なことだということで、提言され、前市長も受け止めております。そういう方向に進めているという立場を表明されず、とりあえずの都市計画変更では、私は市民的な理解は得られないし、かえって合意形成は難しくなり、対立を生むことになりかねない、そういう都市計画変更になってしまうのではないかと危惧しております。

幹

事

将来のビジョンが見えないなか、違法性解消のため都市計画変更

| | |
|-----------|---|
| | <p>をすることはいかなものかということについて、たしかに将来像をお見せしたうえで、都市計画変更し違法性を解消することが最良な方法だと思います。ただ、将来像を早々に決めることは難しく、地元の皆様との対話は必要になり、お時間をいただくこととなります。そうすると、違法性解消を実現できない状況になってしまいます。まずは違法性を解消し、その後しっかりと地元の皆様、いろいろな方のご意見を頂戴しながら、今後の方針・プロセスを決めていくこととなります。将来像をお見せするのは、もう少しお時間をいただきたいと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>将来像をお見せしてそれで了解を得るという話ではなくて、環境改善を進めるうえで、協議会を設定して、引き続き市民とともに検討を進めるといった姿勢に立っているのかを確認したいです。少なくとも、将来像は見えなくてもそういう方向に向かって提言書は求めており、前市長は重く受け止めております。古賀新市長も当然その立場に立って、協議会を開くあるいは、違法性の解消の第1案に向けてルート変更に伴う社会実験を進めて、理解が得られるかどうか、丁寧な対応を進める、この立場に立っているかどうかを確認したいです。</p> |
| <p>幹事</p> | <p>現在、どのようにして合意形成を進めるかについて、構成やメンバーを含めた方向性を検討中です。合意形成を促進するための組織化の必要性は認識しており、具体的な方向性は未定ですが、適切な形を示すことについて努力していきたいと考えています。</p> |
| <p>委員</p> | <p>最後にひとつ。「搬入路の北側への集約立体化案」は 3 市の可燃ごみ収集車搬入ルートの変更を必要とし、市民の理解と協力なくして前に進めることはできません。このため、市内交通への影響等を確か</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>める社会実験を早期に実施するとともに、環境負荷を低減するためにごみ収集車の低公害車化を 3 市の責任で徹底するなど、周辺住民等の納得を得つつ事業を前に進めていく必要があります。</p> <p>つまり、住民の理解を得るためにも、早期に社会実験をやること、この立場を市に求めて、前市長もこの立場で議会でも表明しています。いろいろ検討していくではなく、具体的に明らかにされてきております。社会実験を今後についてどういうお考えをもっていますか。</p> |
| 幹事 | <p>提言書の中にあつた提案を理解しています。現在、庁内で社会実験について議論を始めています。実験の開始時期をお示しできないのは申し訳ありませんが、提言書を重く受け止めており、社会実験がいつ頃可能かについて、何らかの形で報告させていただきたいと考えています。</p> |
| 委員 | <p>この提言書の大事なポイントは2つあると思います。社会実験を早期に実施し、地域の市民・住民の理解を深める努力をすること。この点で、市の対応が問われています。</p> <p>もう一つは、豊かな公園を整備するため、協議会をつくり、住民・市民参加でやっていく方法が求められていること。公園整備の原点は、地域の皆さんに下水の終末処理場をお願いした代替として環境豊かな公園を整備することに背景があります。もう一度、協議会について伺いたいです。</p> |
| 幹事 | <p>協議会については先ほどもお話しさせていただいたとおり、どのような形で、周辺住民の方々と合意形成を図っていくか今の段階で申し上げられません。いずれご報告させていただきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>今回、都市計画公園から道路部分を除外する都市計画変更手続き</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>について、手続き自体はやろうと思えば進められるということだが、やはり都市計画法違反を判断された内容、歴史的経過や住民や議会の合意が、都市計画においてきわめて重要な要素となっているが、そこが十分に機能しなかった、その反省の上に、前市政では住民合意のプロセスを組んで、検討会をやってきた。その結論が、地域住民の皆様を大事にし、誰もが納得いくよう、丁寧に合意形成をしていくという方向性が第1案としてまとめられ、その方向性を踏まえてなされてきたと思います。幹事からそういう方向にむかって、社会実験は検討していると話があったが、二度と行政の不信が起こらないように、住民間の対立が逆の意味で起こらないようにしていただきたいと思います。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>他にございませんか。</p> <p>無いようでしたら、それでは、本議案につきまして、採決をしたいと思えます。本件は原案のとおり、同意される委員の方は挙手をお願いいたします。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>【 採 決 】</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>したがいまして、諮問第153号については原案のとおり同意することと致します。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>諮問事項は以上となります。</p> <p>最後に、事務局から連絡事項がありますので、よろしく申し上げます。</p> <p>事務局でございます。</p> |

会 長

本日はご審議、ありがとうございました。

令和7年度日野市都市計画審議会の予定につきまして、ご連絡差し上げます。事前に郵送している資料3をお手元にご用意ください。

今年度は、諮問第152号「市施行区画整理4地区の総点検および今後の進め方について」の継続審議のため、通常より開催回数が多くなっております。

次回は令和7年6月27日(金曜日)の10時開始での開催を予定しております。

会場は市役所ではなく、豊田駅北口にある「産業連携センターPlant」となりますので、お間違いのないよう、ご注意願います。

正式なご案内は後日改めてお送りいたしますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上となります

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第69回日野市都市計画審議会を閉会させていただきます。委員の皆様のご協力ありがとうございました。

会 長 _____ 江口 和雄 _____ 印 _____

署名委員 _____ 石川 裕規 _____ 印 _____

署名委員 _____ 島谷 広則 _____ 印 _____